

利益相反管理方針の概要

標茶町農業協同組合

標茶町農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、お客様の利益が不当に害される事の無い様、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理する為の体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます）を定め、その概要を次の通り公表します。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当ＪＡの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務、又は、金融商品関連業務に係るお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下の通りです。

- (1) お客様と当組合の間の利益が相反する類型
- (2) 当組合の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により、当該、お客様の保護を適正に確保致します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該、お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引、又は、当該、お客様との取引の条件、若しくは、方法を変更し、又は、中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該、お客様の利益が不当に害されるおそれがある事について、当該、お客様に適切に開示する方法（ただし、当ＪＡが負う守秘義務に違反しない場合に限りです）
- (4) その他、対象取引を適切に管理する為の方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括する為の利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。又、当ＪＡの役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施すると共に、その有効性を定期的に適切に検証し、改善致します。

5. 利益相反管理体制の検証等

当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、御不明な点がございましたら、標茶町農業協同組合 管理部 (015-485-2103) 迄、ご連絡下さい。